

一時所得がある方の記載例

事業所得のほか一時所得がある場合

手順1
5ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

手順2
6・11ページ参照

手順3
12ページ参照

税務署長 平成 28 年 2 月 16 日 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0122	
住所 00市△△町X-XX-X	個人番号 XXXXXXXXXX
フリガナ コクセ イ タロウ	氏名 国税 太郎
職業 00小売業 00商店	生年月日 348.11.16
収入金額等	所得金額
収入金額等 事業等 36542800 不動産等 一時所得 1200000 事業等 4899127 所得金額 合計 5499127	課税される所得金額 配当控除 復興特別所得税額 5709 計 277609 外国税額控除 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収控除 合計 106400 納める税金 171200 配役者の合計所得金額 青色申告特別控除額 650000
所得から差し引かれる金額	その他
雑損控除 医療費控除 929720 社会保険料控除 生命保険料控除 50000 地震保険料控除 12000 寄附金控除 寡婦、寡夫控除 0000 勤労学生、障害者控除 0000 配偶者(特別)控除 0000 扶養控除 630000 基礎控除 380000 合計 2001720	延納届出額 00 延納届出額 00

マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
21ページ参照

○黒字の場合…
100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。

手順5
25ページ参照

該当する事項がある方のみ記入します。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- ◎ 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
※ この記載例では、記入した部分を便宜上青色で表示しています。
- ◎ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- ◎ この記載例では、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例②

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例③

8	0	0	0	0
7	0	0	0	0

【ご注意】

◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

(一時所得の内訳)

種目	生命保険の一時金
収入金額	4,500,000円
収入を得るために支出した金額(掛金の総額)	2,800,000円

手順1
5ページ参照

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA0076

住所 〇〇市△△町X-X-X
 〇〇商店 コクセイ タロウ
 氏名 国税太郎

所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	必要経費等	差引金額
一時所得	生命保険金 〇〇生命	4,500,000	2,800,000	1,700,000

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
一時所得	生命保険金 〇〇生命	4,500,000	2,800,000	1,700,000

○ 特例適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	氏名	性別	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除)額
国税良子	妻	女	48.7.20	12月		1,200,000

○ 住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名	氏名	性別	生年月日	別居の場合の住所	寄附金控除額
国税二郎	子	男	20.6.1		

○ 非課税所得など

○ 事業税

手順2
6ページ参照

手順6
26ページ参照

手順3
12ページ参照

手順2
6ページ参照

控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

【参考】青色申告決算書（一般用）

FA0203

平成 28 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	〇〇市△△町X-X-X	フリガナ	コウセイ タロウ	氏名	国 税 太 郎	依頼税理士等	事務所所在地
事業所所在地	〇〇市X-X町X-X	電 話 番 号	(白 宅)	AX-XXXX-XXXX	(事 業 所)	XX-XXXX-XXXX	氏 名 (名 称)
業 種 名	〇〇小売業	店 号	〇〇商店	加 入 団 体 名	〇〇青色申告会		電 話 番 号

平成 29 年 2 月 16 日 損 益 計 算 書 (自 1 月 1 日 至 2 月 3 1 日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	36542800	消耗品費	151233	貸倒引当金	98363
	開首商品(製品)費	5057425	減価償却費	924265	各債引当金	
	仕入金額(製品)費	26249120	福利厚生費	109100	計	98363
	小計(②+③)	31306545	給料賃金	1752000	専従者給与	1200000
	開末商品(製品)費	6090045	外注工賃		貸倒引当金	158771
	差引額(④-⑤)	25216500	利子割引料	37593	購入金等	
	差引金額 (①-⑥)	11326300	地代家賃	132000	計	1358771
	租税公課	139500	貸倒金	82700	青色申告特別控除 (⑧+⑨-⑩)	5549127
	商運雑費	78520			青色申告特別控除額	650000
	水道光熱費	194892			所 得 金 額 (⑦-⑩)	4899127
放費交通費	80540					
通信費	136821					
広告宣伝費	118700					
接待交際費	156131					
損害保険料	42200					
修繕費	82800					
			雑 費	297770		
			計	4516765		
			差引金額 (⑪-⑫)	6809535		

- 1 -

※ 青色申告特別控除額は、次により記入してください。

- 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- 65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者（(1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。）は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- 10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。